

税理士法人タクトコンサルティング



新春オンライン タクトセミナー

令和5年度税制改正と
これからの相続・資産承継対策のポイント

五



税理士法人タクトコンサルティング



新春オンライン
タクトセミナー

開会の挨拶

代表社員・税理士・公認会計士

山田 毅志



新春オンラインタクトセミナー

税理士法人タクトコンサルティング

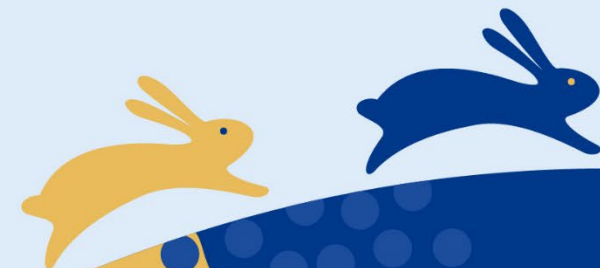
第一部

令和5年度税制改正のポイント (資産課税分野を中心に)

講師

情報企画部部長・税理士

山崎 信義



令和4年12月16日に自由民主党・公明党より発表された「令和5年度税制改正大綱」（「大綱」）のうち、資産課税分野等の改正点を中心に解説します。

1 相続税・贈与税の改正

- ・贈与税の相続時精算課税制度の見直し
- ・相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間等の見直し
- ・直系尊属から教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し
- ・マンションの相続税評価の適正化の検討【検討事項】

2

2 個人所得課税（所得税）の改正

- ・極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

3

3 住宅・土地税制の改正

- ・相続空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の拡充等（所得税）
- ・特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の延長・見直し（所得税・法人税）

4

4 消費税（インボイス制度）の改正

- ・適格請求書発行事業者となった小規模（免税）事業者への納税額に係る負担軽減措置

5

5 その他

- ・株式等を対価とする株式の譲渡（株式交付）に係る所得の計算の特例の見直し

令和5年度税制改正の基本的な考え方（資産課税分野の主な項目）

1. 成長と分配の好循環の実現

（例）NISAの抜本的拡充・恒久化（「大綱」3頁）

- ①非課税保有期間を無期限化し、口座開設可能期間については期限を設けず恒久的な措置に。
- ②資金に余裕があるときに短期間で集中的な投資を行うニーズにも対応できるよう、年間投資上限額を拡充。

2. 地域における活力と安全・安心な暮らしの創造

（例）中小企業者等に係る軽減税率（15%税率）の特例、中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制の2年延長（「大綱」12頁）。

（例）災害による被害へのきめ細かな対応（「大綱」13頁）

- ①特定非常災害法上の特定非常災害による損失に係る所得税の雑損失及び純損失の繰越期間が、損失の程度や記帳水準に応じ、例外的に3年から5年に延長。
- ②相続時精算課税の下で受贈した土地・建物について災害により一定以上の被害を受けた場合、例外的に、相続税の課税価格を再計算（後述）。

3. 経済社会の構造変化も踏まえた公平で中立的な税制への見直し

（例）極めて高い水準の所得に対する負担の適正化（所得税・後述）

（例）資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築（贈与税の相続時精算課税制度等の見直し・後述）

4. 円滑・適正な納税のための環境整備

（例）消費税の適格請求書等保存方式の円滑な実施（後述）

Chapter1

相続税・贈与税の改正

現行の暦年課税制度と相続時精算課税制度の比較

項目	暦年課税(相法21、21の2、21の7、措法70の2の4、70の2の5)	相続時精算課税(相法21の9～17、措法70の2の6、70の3)
概要	暦年（1月1日～12月31日の1年間）ごとに、その年中に贈与された価額の合計額に対して贈与税を課税。	父母・祖父母から子・孫への贈与につき、選択により、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算。
贈与者	制限なし	60歳以上の父母・祖父母(父母・祖父母ごとに選択可) * 住宅取得等資金については、年齢制限なし
受贈者		18歳以上の子・孫
選択届出	不要	必要（ 選択すると相続時まで継続適用。撤回不可 ）
控除額	基礎控除額（毎年）110万円	非課税枠2,500万円 （限度額まで複数年にわたり使用可）
税率	基礎控除額を超えた部分に対して10%～55%の累進税率	非課税枠を超えた部分に対して 一律20%の税率
適用手続	贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与税の申告書を提出し、納税	選択を開始した年の翌年3月15日までに、本制度を選択する旨の届出書及び申告書を提出し、納税
相続時の精算	相続税とは切り離して計算（ただし、相続開始前3年以内の贈与は贈与時の評価額で相続財産に加算される。）	相続税の計算時に精算（合算） （贈与財産は贈与時の評価額で評価される。）
贈与者より受贈者が先に死亡した場合の贈与者の相続税	右記の取扱いはなし。	贈与者Yの死亡前に、相続時精算課税を選択した受贈者の甲が死亡した場合、甲の相続人であるXは、原則、Yが死亡した時に甲の代襲相続人としてYから相続で取得した財産の価額に、甲が相続時精算課税の適用を受けたYからの贈与財産の価額を加えて、Yに係る相続税額を計算する（ Xは、その贈与財産について、甲の死亡時とYの死亡時に2度相続税が課税 ）。

(「大綱」16～17頁の抜粋)

高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、いわゆる「老老相続」が増加するなど、若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することとなれば、その有効活用を通じた経済の活性化が期待される。一方、相続税・贈与税は、税制が資産の再分配機能を果たす上で重要な役割を担っている。高齢世代の資産が、適切な負担を伴うことなく世代を超えて引き継がれることとなれば、格差の固定化につながりかねない。

わが国の贈与税は、相続税の累進負担の回避を防止する観点から、相続税よりも高い税率構造となっている。実際、相続税がかからない者や、相続税がかかる者であってもその多くの者にとっては、贈与税の税率の方が高いため、生前にまとまった財産を贈与しにくい。他方、相続税がかかる者の中でも相続財産の多いごく一部の者にとっては、財産を生前に分割して贈与する場合、相続税よりも低い税率が適用される。このため、資産の再分配機能の確保を図りつつ、資産の早期の世代間移転を促進する観点から、生前贈与でも相続でもニーズに即した資産移転が行われるよう、諸外国の制度も参考にしつつ、資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築していく必要がある。

①相続時精算課税制度の使い勝手向上（次頁参照）

相続時精算課税制度は、（略）生前贈与か相続かによって税負担は変わらず、資産移転の時期に中立的な仕組みとなっており、暦年課税との選択制は維持しつつ、同制度の使い勝手を向上させる。

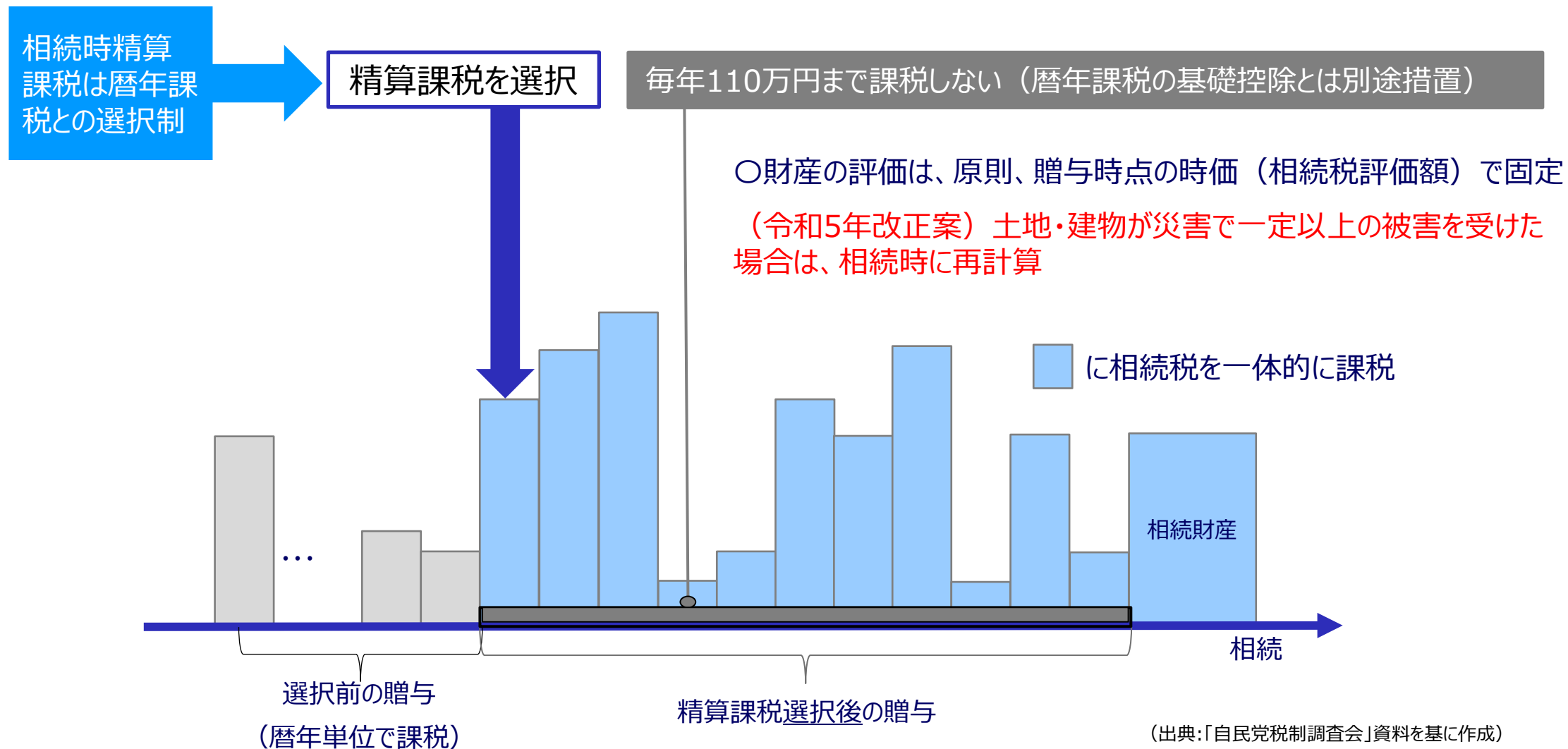
②暦年課税における相続前贈与の加算（次頁参照）

暦年課税においても、資産移転の時期に対する中立性を高めていく観点から、相続財産に加算する期間を7年に延長する。その際、過去に受けた贈与の記録・管理に係る事務負担を軽減する観点から、延長した期間（4年間）に受けた贈与のうち一定額については、相続財産に加算しないこととする。（以下略）

1. 相続時精算課税適用者（受贈者）が、特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、**現行の基礎控除とは別に課税価格から基礎控除110万円を控除**できるようになります。
さらに、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等をされる、その特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、上記の控除後の残額とされます。
(注) 上記の改正は、**令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産**に係る相続税又は贈与税について適用されます。
2. 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の**土地又は建物**が、その贈与の日からその特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に、災害によって一定の被害を受けた場合には、その相続税の課税価格への加算等の基礎となるその土地又は建物の価額は、その贈与の時における価額から、その価額のうち、その**災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除**した残額とされます。
(注) 上記の改正は、令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用されます。

相続時精算課税と相続税課税の見直しのイメージ

【図1】改正案のイメージ



相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間等の見直し（「大綱」42～43頁）

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その相続開始前7年以内（現行：3年以内）^{*1}に、その相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、その贈与により取得した財産の価額（その財産のうち相続開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額^{*2}）が、相続税の課税価格に加算されます。

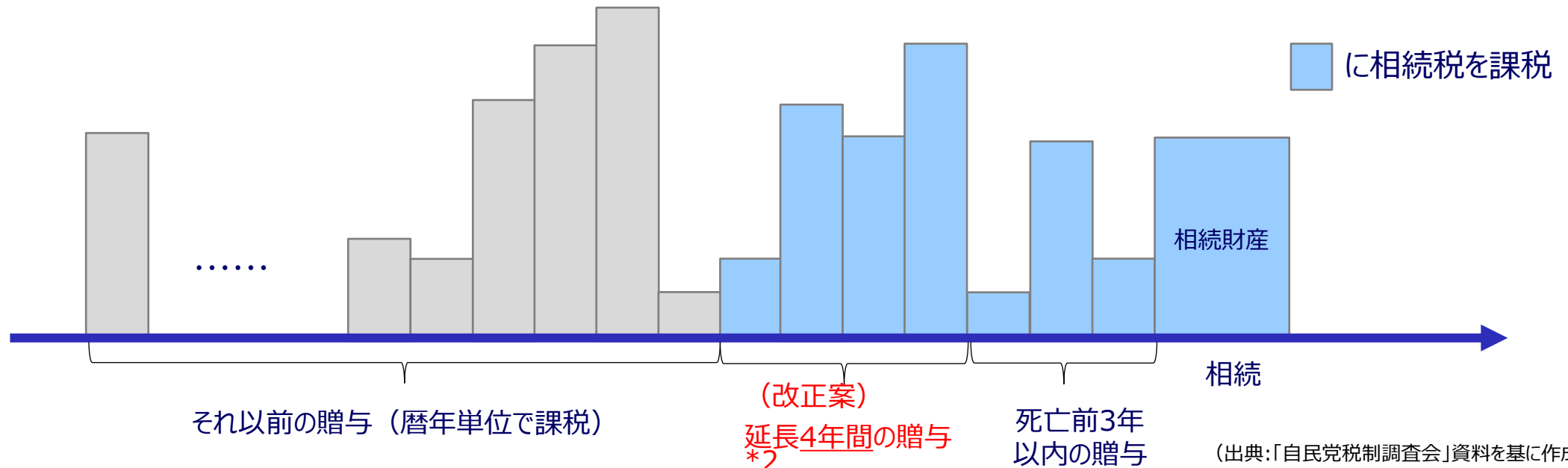
（注）上記の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。

【図2】改正案のイメージ

Point

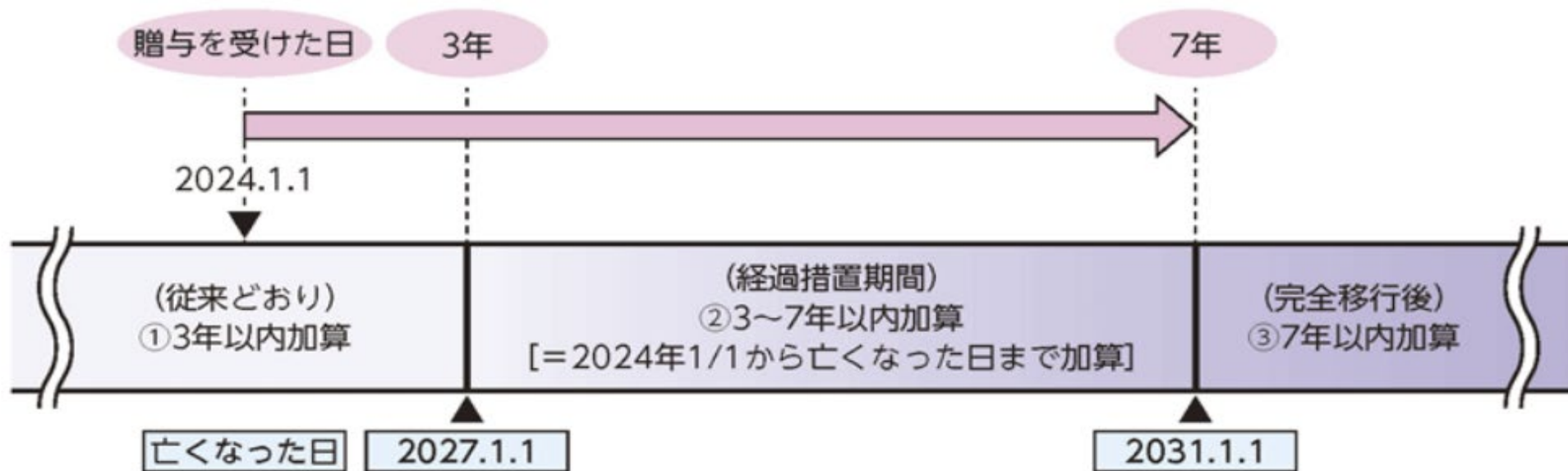
*1 加算期間を7年間に延長

*2 延長4年間に受けた贈与については総額100万円までには相続財産に加算しない。



【図3】 相続前贈与の加算期間の見直しに伴う経過措置のイメージ

○2024(R6)年1月1日以降に受けた贈与について、相続前贈与の加算期間の延長を適用する。
→相続前贈与の加算期間は、3年後の2027年(R9)年1月1日から、順次延長されることとなる。



- 【①の例】 2026年7/1に亡くなった場合、相続前贈与の加算の対象は、2023年7/1以降に受けた贈与(=3年間)
【②の例】 2028年1/1に亡くなった場合、相続前贈与の加算の対象は、2024年1/1以降に受けた贈与(=4年間)
【③の例】 2031年7/1に亡くなった場合、相続前贈与の加算の対象は、2024年7/1以降に受けた贈与(=7年間)

(出典：自民党税制調査会)

次の措置が講じられた上、その適用期限が令和8年3月31日まで3年延長されます。

1

信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、その贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、受贈者が23歳未満である場合等であっても、その死亡の日における非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額を、その受贈者が、その贈与者から相続等により取得したものとみなされます。

（注）上記の改正は、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る相続税について適用されます。

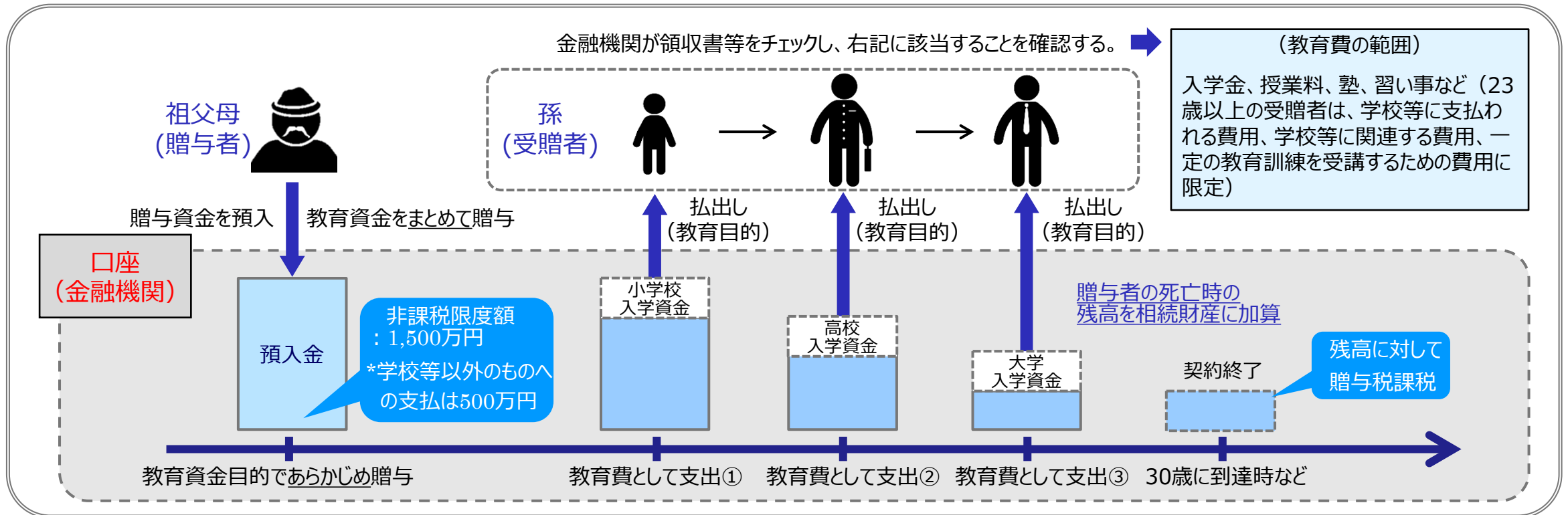
2

受贈者が30歳に達した場合等において、非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課せられるときは、一般税率が適用されます。

（注）上記の改正は、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用されます。

【現行】教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（措法70の2の2）のイメージ

- 個人（親・祖父母。贈与者）が、子・孫（受贈者）名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出。この資金について、受贈者（**0歳～29歳、合計所得金額1,000万円以下**）ごとに原則**1,500万円**までの金額に係る贈与税が非課税。
- 贈与者の死亡時残高を相続財産に加算**（23歳未満、学校等に在学中の場合を除く）。
- 契約終了時（受贈者が30歳到達時等など）の残高に対して、贈与税を課税。



（出典：税制調査会 第2回 相続税・贈与税に関する専門家会合（令和4年10月21日）財務省説明資料「資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について」21頁を基に作成）

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し（「大綱」43頁）

受贈者が50歳に達した場合等において、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額に贈与税が課される場合、一般税率を適用することとした上、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長されます。

（注）上記の改正は、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用されます。

贈与税の一般税率

基礎控除後の課税価格	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	3,000万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円

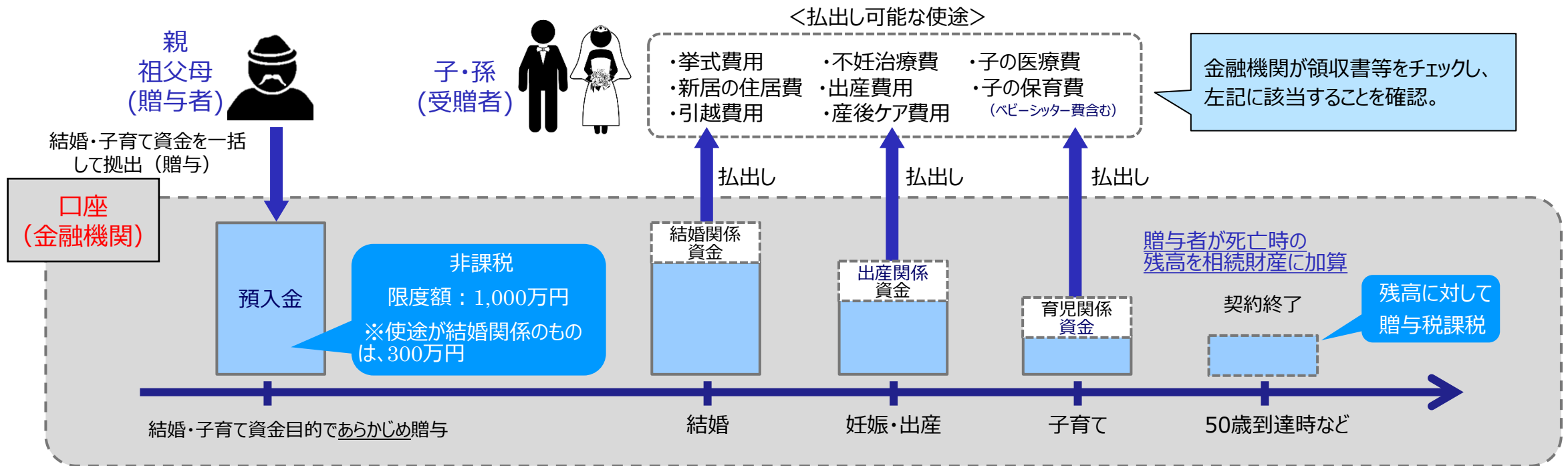
贈与税の特例税率

基礎控除後の課税価格	200万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	4,500万円以下	4,500万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円

〔参考〕子や孫の生活費や教育費で通常必要と認められるものに充てるため、父母や祖父母が必要な都度、必要な金額だけを贈与した場合には、贈与税は非課税とされます（相法21の3）。

【現行】結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（措法70の2の3）のイメージ

- ▶ 個人（親・祖父母。贈与者）が、子・孫（受贈者）名義の金融機関の口座等に、結婚・子育て資金を一括して拠出。この資金について、受贈者（18歳～49歳、合計所得金額1,000万円以下）ごとに1,000万円（結婚関係300万円）までの金額に係る贈与税が非課税。
- ▶ 贈与者死亡時の残高は相続税の課税財産に加算。
- ▶ 契約終了時（受贈者が50歳到達時など）の残高に対して贈与税が課税。



(出典：税制調査会 第2回 相続税・贈与税に関する専門家会合 (令和4年10月21日) 財務省説明資料「資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について」25頁を基に作成)

【検討事項】マンションの相続税評価の見直し

(「大綱」 21頁 5 (5) 「マンションの相続税評価について」抜粋)

マンションについては、市場での売買価格と財産評価基本通達に基づく相続税評価額とが大きく乖離しているケースが見られる。現状を放置すれば、マンションの相続税評価額が個別に判断されることもあり、納税者の予見可能性を確保する必要もある。このため、相続税におけるマンションの評価方法については、相続税法の時価主義の下、市場価格との乖離の実態を踏まえ、適正化を検討する。

参考

上記の「相続税法の時価主義」について、相続税法22条は「相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時ににおける時価により…」としており、「時価」について財産評価基本通達1(2)は、「時価とは、課税時期（相続、遺贈若しくは贈与により財産を取得した日若しくは相続税法の規定により相続、遺贈若しくは贈与により取得したものとみなされた財産のその取得の日をいう。以下同じ。）において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。」と定義しています。

Chapter2

個人所得課税の改正

令和7年分以後の所得税について、次の①の額が②の額を超える場合には、その超える金額に相当する所得税が課されます。

- ① $(\text{その年分の基準所得金額}^{(注1)} - 3\text{億}3,000\text{万円}) \times 22.5\%$
- ② その年分の基準所得税額^(注2)

注1

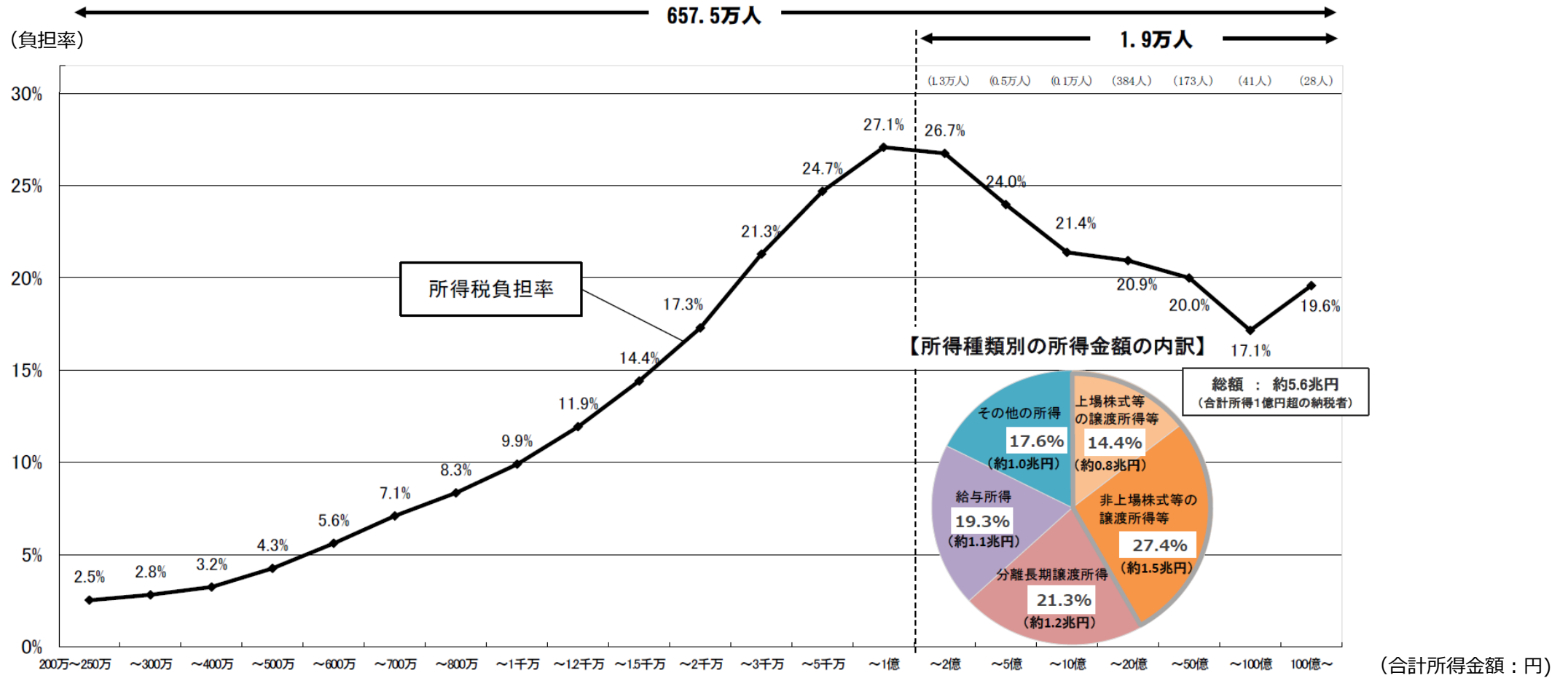
「基準所得金額」は、その年分の所得税につき申告不要制度*を適用しないで計算した合計所得金額（特別控除額控除後の額をいい、源泉分離課税の対象所得金額及びNISA制度及び特定中小会社が設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例において非課税とされる金額を含まない。）をいいます。

*「申告不要制度」は、「確定申告を要しない配当所得等の特例」及び「確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得の特例」をいいます。

注2

「基準所得税額」は、その年分の基準所得金額に係る所得税額（外国税額控除等を適用しない場合の所得税の額をいい、附帯税及び上記により課す所得税の額を除く。）をいいます。

【参考】申告納税者の所得税負担率（令和2年分）



(備考) 令和2年分の国税庁「申告所得税標本調査（税務統計から見た申告所得税の実態）」より作成。

(注1) 所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。また、源泉分離課税の所得や申告不要を選択した所得も含まれていない。

(注2) 円グラフの「株式等の譲渡所得等」のうち「上場株式等」及び「非上場株式等」の内訳は、分離課税（株式譲渡所得、配当所得、先物取引所得）の所得金額が1000万円超である者のうち合計所得金額1億円超のものの確定申告書データにおける比率を用いて、財務省において機械的に計算したもの。

(出典：第19回税制調査会（令和4年10月18日）財務省説明資料【個人所得課税】3頁を基に作成)

「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」が実現した場合の追加所得税の計算例

例1

給与所得の金額1,000万円、株式等に係る譲渡所得等の金額10億円の場合

- ① 給与所得の金額1,000万円に対する所得税1,764,000円
- ② 株式等に係る譲渡所得等の金額10億円に対する所得税（税率15%）1.5億円
- ③ ① + ② = 151,764,000円
- ④ $(1,000万円 + 10億円 - 3.3億円) \times 22.5\% = 153,000,000円$
- ⑤ ③ < ④ ∴ ④ - ③ = 1,236,000円が追加課税

例2

給与所得の金額5,000万円、株式等に係る譲渡所得等の金額15億円の場合

- ① 給与所得の金額5,000万円に対する所得税17,704,000円
- ② 株式等に係る譲渡所得等の金額15億円に対する所得税（税率15%）2.25億円
- ③ ① + ② = 242,704,000円
- ④ $(5,000万円 + 15億円 - 3.3億円) \times 22.5\% = 274,500,000円$
- ⑤ ③ < ④ ∴ ④ - ③ = 31,796,000円が追加課税

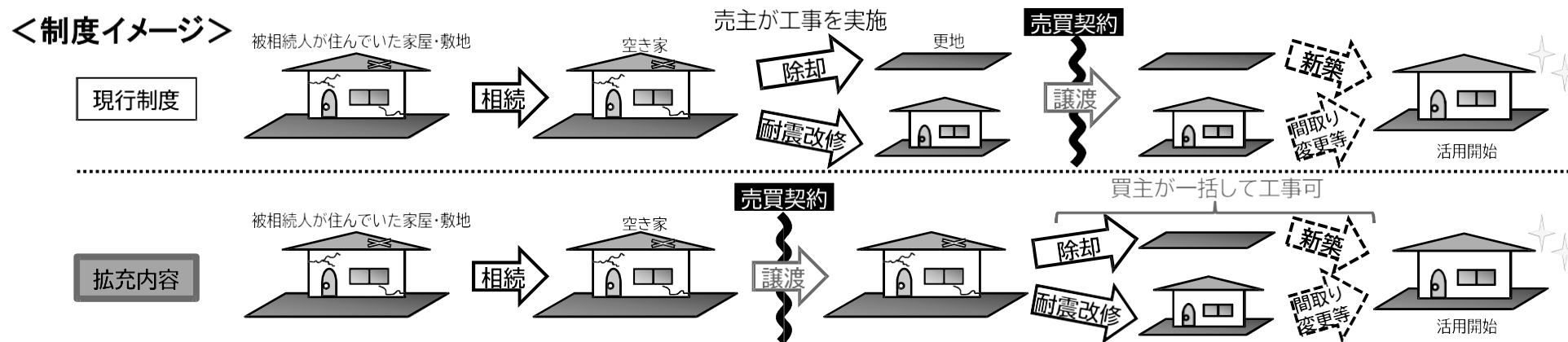
Chapter3

住宅・土地税制の改正

相続空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除（措法35③）の拡充等①（「大綱」33頁）

- 1** 本特例の適用対象となる相続人が相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋（その相続の時からその譲渡の時まで、事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないものに限る。）の一定の譲渡又はその被相続人居住用家屋とともにする、その相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋の敷地等で、その相続の時からその譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないものにつき、一定の譲渡をした場合において、その被相続人居住用家屋が、その譲渡の時からその譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間に次に掲げる場合に該当することとなったときは、本特例を適用することができます。
- ① 耐震基準に適合することとなった場合
 - ② その全部の取壊し若しくは除却がされ、又はその全部が滅失をした場合

【解説】 売買契約等に基づき、譲渡後、買主が譲渡の日の属する年の翌年2月15日までに耐震改修又は除却の工事を行った場合であっても、適用対象とされます（現行税制は、耐震改修又は除却の工事後の譲渡が要件）



(出典：国土交通省「令和5年度国土交通省税制改正概要」22頁を基に作成)

2

相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人の数が3人以上である場合、特別控除額が2,000万円（現行：3,000万円）とされます。

【解説】例えば被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人の数が3人、相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡に係る譲渡益が9,000万円の場合、現行税制では3,000万円×相続人の数3人＝9000万円の特別控除が認められています。
これが上記の改正により、特別控除の金額が、2,000万円×相続人の数3人＝6,000万円に減額されます。

3

1 と 2 の改正は、令和6年1月1日以後に行う被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡について適用されます。

法人税の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の延長・見直し（「大綱」71～72頁）

次の見直しを行った上、その適用期限が令和8年3月31日まで3年延長されます（所得税についても同様）。

- 1 既成市街地等の内から外への買換えが適用対象から除外されます。
- 2 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて、東京都の特別区の区域から地域再生法の集中地域以外の地域への本店又は主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合が90%（現行：80%）に引き上げられ、同法の集中地域以外の地域から東京都の特別区の区域への本店又は主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合が60%（現行：70%）に引き下げられます。
- 3 先行取得の場合、特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例及び特定の資産を交換した場合の課税の特例を除き、譲渡資産を譲渡した日又は買換え資産を取得した日のいずれか早い日の属する3月期間の末日の翌日以後2月以内に、本特例の適用を受ける旨、適用を受けようとする措置の別、取得予定資産又は譲渡予定資産の種類等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に届け出ることが適用要件に加えられます。

（注）上記3の改正は、令和6年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をし、同日以後に買換え資産の取得をする場合の届出について適用されます。

譲渡資産		買換え資産	
譲渡価格	譲渡益	譲渡価格	取得価格
	課税繰延 80%		圧縮
	課税 20%		簿価
取得費			
	10年超の土地、建物等		国内にある300㎡以上の土地・建物等 ※資材置場等は除く。

特例の内容

10年超保有する事業用資産を譲渡し、新たに事業用資産を取得した場合、譲渡資産の譲渡益について、原則 80%（外⇒三大都市圏等：75%、外⇒23区：70%）の課税繰延べ

改正案

本社の買換えについて圧縮率を見直し（23区⇒外：90%、外⇒23区：60%）

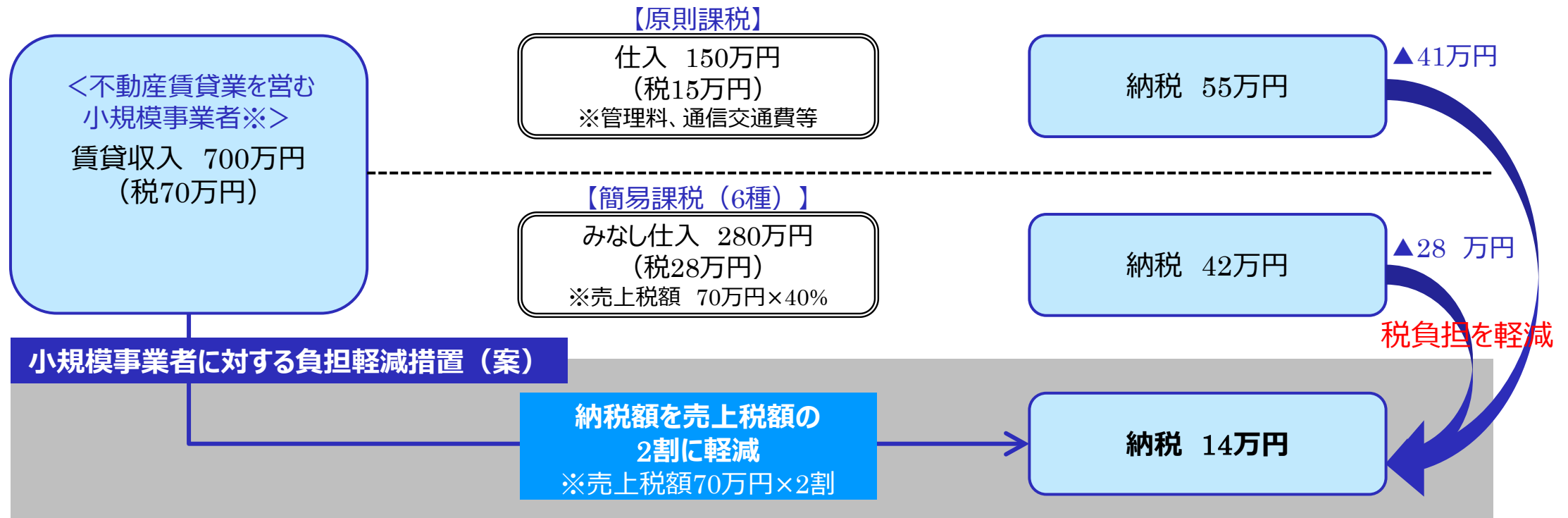
（出典：国土交通省「令和5年度国土交通省税制改正概要」5頁を基に作成

Chapter4

消費税（インボイス制度）の改正

適格請求書発行事業者となった小規模（免税）事業者への納税額に係る負担軽減措置（「大綱」77頁）

適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、①免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は②課税事業者選択届出書を提出したことにより、事業者免税点制度の適用を受けられない（＝課税事業者となる）こととなる場合は、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の2割とすることができます。



※負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出を求めず、申告時に選択適用できます（確定申告書にその旨を付記するだけで適用可）。

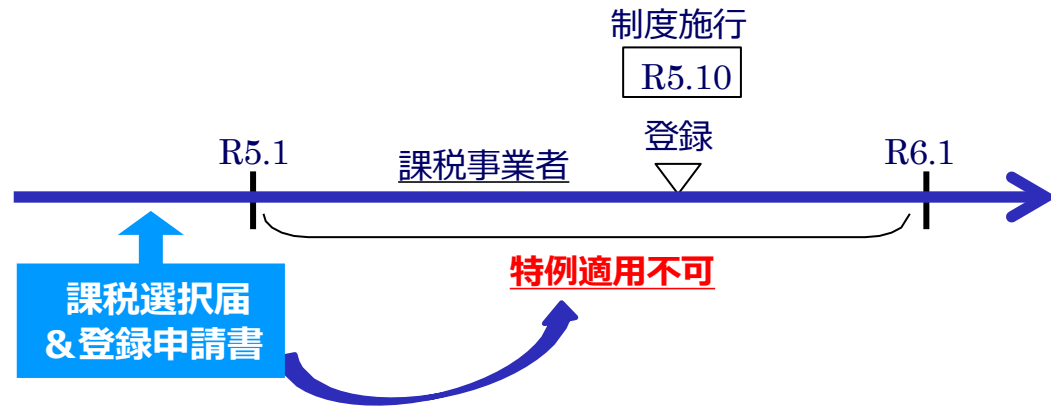
（出典：令和4年12月16日 税務研究会配信 財務省資料を基に作成）

インボイス制度の開始日（令和5年10月1日）の属する期から適用される課税事業者の選択（「大綱」77頁）

- 1 前頁の措置は、①課税期間の特例の適用を受ける課税期間及び②令和5年10月1日前から課税事業者選択届出書の提出により引続き事業者免税点制度の適用を受けられない（＝課税事業者となる）こととなる同日の属する課税期間については、適用されません。
- 2 課税事業者選択届出書を提出したことにより、**令和5年10月1日の属する課税期間から事業者免税点制度の適用を受けられない（＝課税事業者となる）**こととなる適格請求書発行事業者が、その課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出したときは、その課税期間から、その課税事業者選択届出書は届出の効力が失われます。

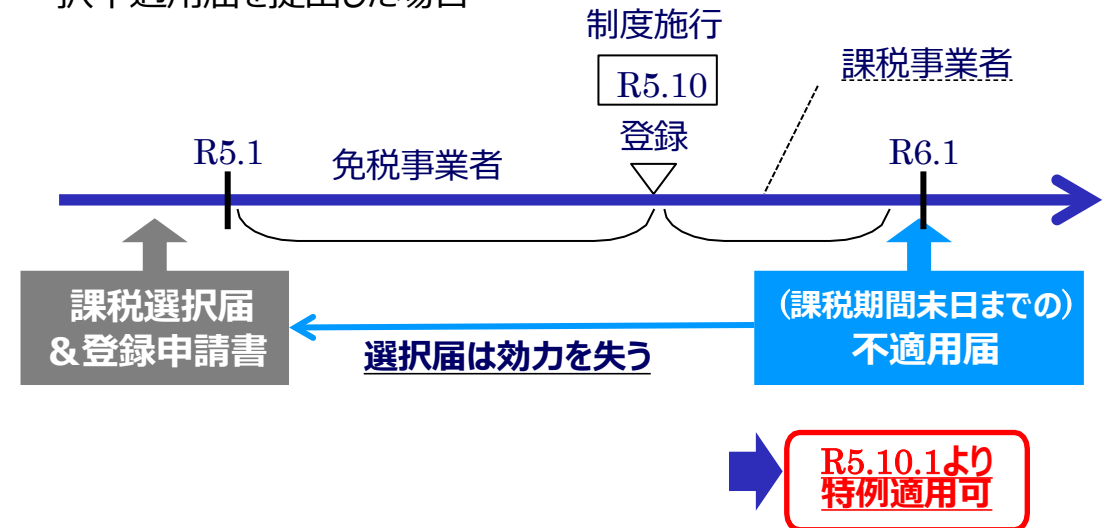
1 の具体例

例：個人事業者が令和5年10月1日前の課税期間において、課税選択届及び登録申請書を提出した場合



2 の具体例

例：左記の例の場合に、令和5年10月1日の属する課税期間において、課税選択不適用届を提出した場合

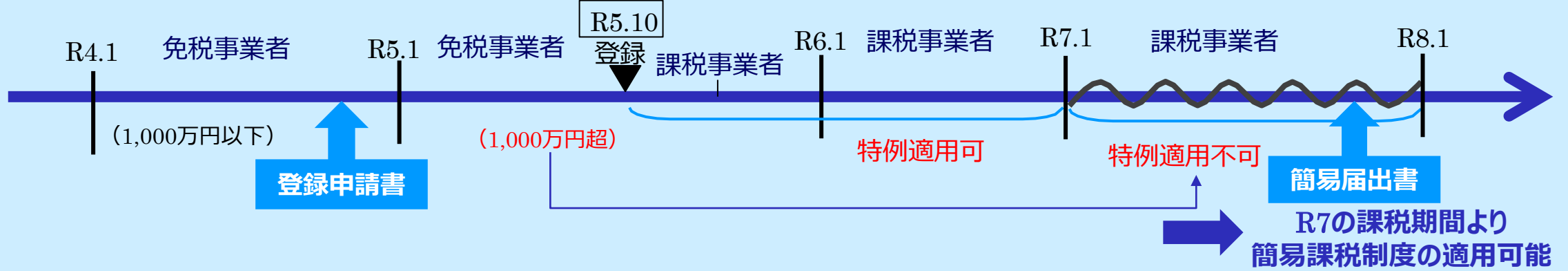


（出典：令和4年12月16日 税務研究会配信 財務省資料を基に作成）

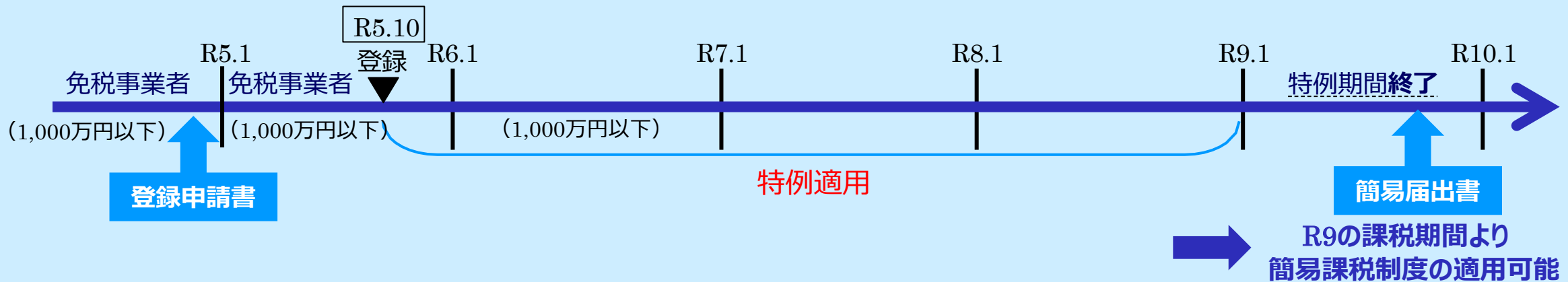
簡易課税制度への移行措置（「大綱」78頁）

前々頁の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を所轄税務署長に提出した場合は、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用が認められます。

ケース1. 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える課税期間がある場合



ケース2. 3年間の特例期間が終了する翌課税期間において、簡易課税制度を適用する場合



(出典：令和4年12月16日 税務研究会配信 財務省資料を基に作成)

Chapter5

その他（中小企業税制等）の改正

株式等対価とする株式の譲渡（株式交付）に係る所得の計算の特例の見直し（「大綱」72～73頁）

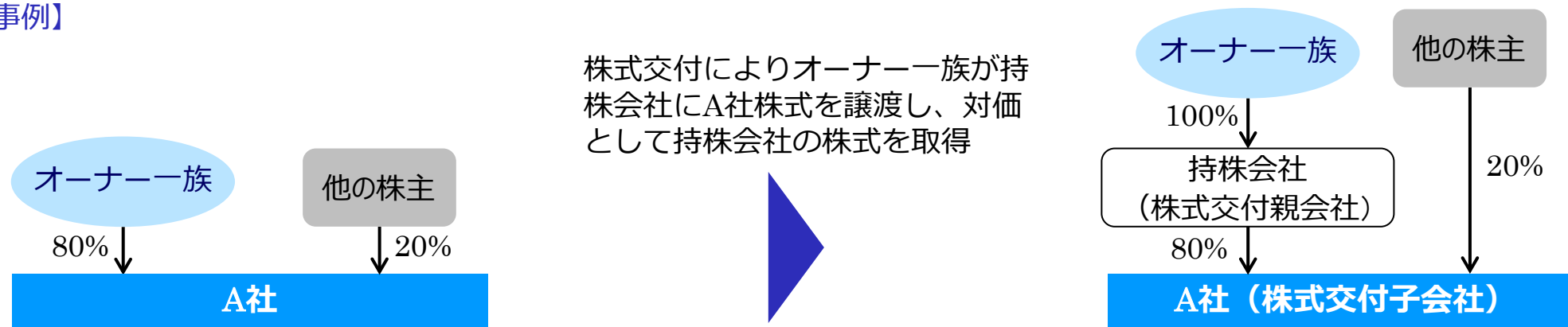
1. 現行税制の概要

個人が所有株式を発行した法人を株式交付子会社とする株式交付により、その所有株式の譲渡をし、その株式交付に係る株式交付親会社の株式の交付を受けた場合（[交付を受けた株式交付親会社の株式の価額÷（株式交付により交付を受けた金銭の額＋金銭以外の資産の価額）]が100分の80未満となる場合を除く。）には、その譲渡をした所有株式（その株式交付により交付を受けた金銭又は金銭以外の資産がある場合には、その所有株式のうち一定の部分に限る。）の譲渡がなかったものとみなされ、その譲渡に係る所得税の計算上、譲渡所得等の課税が繰り延べられます（措法37の13の3①・法人株主に係る法人税についても同様の取扱いあり）。

2. 改正案の概要

1の税制は、日本企業の収益性の向上を目指し、迅速かつ大規模なM&Aの促進や新たな産業・企業の育成を進めるため創設された特例でした。ただし、中小企業が事業承継対策のため株式交付を活用し、そのオーナー一族が保有する株式についてのみ持株会社を介した間接所有の形態に変更する場合にも活用でき（下図参照）、この場合においても株式譲渡益課税がされないことになっています。

【事例】



これが今回の改正により、令和5年10月1日以後に行われる株式交付について、上記事例のような株式交付後に株式交付親会社が同族会社（非同族の同族会社を除く。）に該当する場合は、1の特例から除外されます。

与党（自由民主党・公明党）は令和4年12月16日、令和5年度税制改正大綱を公表しました。政府は今後この税制改正大綱を受けて、法改正の受付に入ります。

今後のスケジュールは税制改正大綱を政府として閣議決定した後、令和5年1月中に関連する法律のどの条文を改正するかについての概略をまとめた「税制改正要綱」を取りまとめます。同年2月ごろには、税制改正要綱に基づき一連の関連法の改正法案を国会に上程するながれになります。

国会は令和5年3月末までには改正法が成立するよう審議を行います。改正法が成立すれば、政府は公布日を閣議決定し、公布します。例年の流れでは令和5年3月31日に公布、改正法の附則で規定された原則的な施行日である令和5年4月1日に間に合わせることとなります。

「令和5年度税制改正大綱」（与党大綱）	自由民主党・公明党
「令和5年度税制改正について」	金融庁
「令和5年度国土交通省税制改正概要」	国土交通省
「税制調査会（令和4年10月14日、21日）財務省説明資料	財務省
「インボイス制度の令和5年度改正事項を速報解説	財務省
与党大綱をベースに財務省担当官がポイント等を説明」	

【凡例】

本文で使用している法令の略称は以下の通りです。

相法…相続税法、措法…租税特別措置法

（例）措法35③…租税特別措置法第35条第3項

1部

山崎 信義**税理士法人タクトコンサルティング 情報企画部 部長 税理士**

同志社大学経済学部卒業、大和銀行（現りそな銀行）等を経て、2001年株式会社タクトコンサルティング入社。現在は情報企画部部長として、相続、譲渡、事業承継から企業組織再編まで、資産税を機軸とした幅広い業務に携わり、各種セミナー講師としても活躍中。

